

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー運転手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社車庫内を歩いていたところ、転倒し受傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、翌〇日、D整形外科に受診し「右肩打撲、右鎖骨骨折」と診断され、その後、同月〇日、E病院に転医し「右鎖骨偽関節」と診断された。

請求人は、本件事故による傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、通院日以外の日については療養のため労働ができなかったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間における休業補償給付の請求のうち、通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は就労できる状態ではなかったとして、通院日以外の日についても休業補償給付を支給すべきであると主張している。

(2) 請求人の主張の根拠となるものは、請求人からの休業補償給付支給請求書の診療担当者の証明欄において、F医師が、「療養のため労働することができなかった期間」として「平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで全日間のうち全日」と証明していることにあると考えられるが、この点、決定書理由第2の2の(2)のエにおいて説示するとおり、同医師は、監督署長からの照会を受け、改めて精査をした上で、同年〇月〇日付けの意見書において、上記の期間について「就労は可能であるが、原因不明の疼痛がある」旨述べている。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「平成〇年〇月の時点で右鎖骨の骨癒合は完成している。一般的な就労は可能であった。」旨述べており、これら両医師の意見書並びに本件事故の発生経緯及び傷病の状態からして、当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日以降は就労可能な状態であり、通院日以外に休業補償給付の支給要件を満たす日はないものと判断する。

(3) なお、請求人のその余の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部

支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。